

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
ラップフィルム	<p>食品用ラップフィルムには、ポリ塩化ビニル製、ポリ塩化ビニリデン製、ポリオレフィン製などがあり、一般家庭では、主に耐熱性がよいポリ塩化ビニリデン製が、業務用ではポリ塩化ビニル製やポリオレフィン製が使用されている。</p> <p>ポリ塩化ビニル製ラップフィルムの原材料については、合成樹脂であるポリ塩化ビニルのほか、可塑剤、安定剤、防曇剤(ぼろんざい)などが添加剤として使用されている。</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況：なし。自ら評価候補として検討(H16) ・厚生労働省：食品に用いられる合成樹脂製器具・容器包装は、食品衛生法において、すべての合成樹脂に適用される一般規格及び、汎用される樹脂についての個別規格設定。また、同法において、フタル酸ビスを原料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原料として用いた器具・容器包装について規格が設定。 ・関係業界団体が作成した自主基準による自主規制も実施。 <p>〈国外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHO：塩化ビニルモノマーの皮膚刺激性及び感作性に関する情報はない。 ・欧州食品安全機関(EFSA)：耐容一日摂取量0.05mg/kg体重を設定。(2005 (H17))